

高齡重度障害者医療費助成制度のご案内

高齡重度障害者医療費助成制度について

この制度は、市と兵庫県の補助により、後期高齢者医療制度の被保険者で、身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障害の方を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

《所得制限基準》

本人、配偶者、扶養義務者の 令和7年度 市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満の方

※税制改正による扶養控除の見直し前の税額で判定します。

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除については、控除前の額で判定します。

《一部負担金》ひとつの医療機関等での1か月の限度額は次のとおりです。

負担区分	一部負担金	
	外来	入院
一般	1日600円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,400円まで)
低所得世帯	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)

(注) 低所得世帯…市町村民税非課税世帯で、本人・配偶者・扶養義務者の年金収入が80万9千円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万9千円以下

※入院の一部負担金を3か月連続して支払った場合、4か月目以降の負担はありません。

転院したときなどは、申請が必要です。該当する場合はお問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳のみをお持ちの方は、精神疾患による診療を除く一般診療が対象となります。

※災害等による重大な被害を受けた方は、一部負担金の免除申請ができます。

高齡重度障害者医療費助成制度で医療を受けるとき

◎医療機関で提示するもの

- ・後期高齢者医療被保険者証（マイナ保険証）または資格確認書
- ・高齡重度障害者医療費受給者証（緑色）

※限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、必ず一緒に提示してください（マイナ保険証を利用される方は不要です）。また、その他の証（特定疾病療養受療証など）をお持ちの方も、必ず病院へ提示してください。

※保険診療分のみが助成対象です。入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、容器代、予防接種代、保険適用外の健康診断や審美医療、選定療養費等は助成の対象外です。

※更生医療、指定難病等他の公費負担医療制度の助成を受けた場合は、そちらが優先され、高齡重度障害者医療費助成の対象とはなりません。

訪問看護サービスの利用でも、高齢重度障害者医療費受給者証が使えます

高齢重度障害者医療費受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。

高齢重度障害者医療費受給者証が使用できないとき

県外で受診したとき、補装具を作ったときは、申請により負担金をお返しします。

※補装具を作ったときは、健康保険に申請して給付を受けたあと、残りの本人負担額を全額お返しします。

後期高齢者医療への申請の際に、高齢重度障害者医療費受給者証を提示してください。

《医療費の申請に必要なもの》

- ①領収書
- ②高齢重度障害者医療費受給者証
- ③後期高齢者医療の資格情報が確認できるもの（被保険者証、資格確認書のいずれか）
- ④本人名義の振込口座のわかるもの

※補装具の場合、上記に加えて「医師の意見書」が必要です。

次の場合は届出が必要です！

- ・氏名、住所またはその内容に変更があったとき
- ・所得税、市県民税の修正申告をしたとき

交通事故にあったとき

交通事故で高齢重度障害者医療費受給者証を使って受診するときは、必ず届け出てください。

【お問い合わせ：加東市市民協働部 保険医療課 医療係 ☎0795-43-0501(直通)】